

危機管理・健康福祉常任委員会及び
予算特別委員会危機管理・健康福祉分科会
議事次第

令和6年3月5日（火）
午後1時30分～
於：第5委員会室

- 1 開 会
- 2 付託議案及び審査依頼議案（質疑終結まで）
- 3 付託議案（討論・採決）
- 4 審査依頼議案（適否確認）
- 5 閉 会

危機管理・健康福祉常任委員会 出席要求理事者名簿
 (令和6年2月府議会定例会)
 (3月5日)

【危機管理監】	
危機管理監 (危機管理部長兼務)	南 本 尚 司
危機管理監付理事	塩 見 豊 寿
危機管理監付企画参事	坂 根 誠 一 郎

【危機管理部】	
危機管理部防災監	白 岩 治
危機管理部副部長 (原子力防災課長事務取扱)	松 村 弘 毅
危機管理部理事 (災害対策課長事務取扱)	田 村 猛
危機管理総務課長	森 田 倫 明
消防保安課長	武 部 一 郎

【健康福祉部】	
健康福祉部長	長谷川 学
健康福祉部副部長 (総括・総務担当)	山 本 哲 也
健康福祉部副部長 (地域包括担当)	安 原 孝 啓
健康福祉部副部長(子育て・福祉担当)兼 こども・青少年総合対策室長	東 江 赳 欣
健康福祉部副部長 (健康担当)	十 倉 孝 之
健康福祉総務課長	南 部 慎 一
健康福祉総務課参事	佐々木 智 也
高齢者支援課長	岩 田 晋 一
医療保険政策課長	能 勢 弘 康
障害者支援課長	東 原 勲
家庭支援課長	能 勢 文 音
健康対策課長	古 川 浩 気
医療課長	森 川 大 輔

(計 21 名)

危機管理・健康福祉常任委員会 出席要求理事者名簿
(令和6年2月府議会定例会)
(3月15日)

【報告事項・付託議案(討論・採決)】

【危機管理監】	
危機管理監 (危機管理部長兼務)	南 本 尚 司
危機管理監付理事	塩 見 豊 寿
危機管理監付企画参事	坂 根 誠 一 郎

【危機管理部】	
危機管理部防災監	白 岩 治
危機管理部副部長 (原子力防災課長事務取扱)	松 村 弘 毅
危機管理部理事 (災害対策課長事務取扱)	田 村 猛
危機管理総務課長	森 田 倫 明
消防保安課長	武 部 一 郎

【健康福祉部】	
健康福祉部長	長谷川 学
健康福祉部保健医療対策監	奥 田 司
健康福祉部副部長 (総括・総務担当)	山 本 哲 也
健康福祉部副部長 (地域包括担当)	安 原 孝 啓
健康福祉部副部長(子育て・福祉担当)兼 こども・青少年総合対策室長	東 江 赳 欣
健康福祉部副部長 (健康担当)	十 倉 孝 之
健康福祉部技監	土 師 雅 弘
こども・青少年総合対策室企画参事	西 田 一 慶
健康福祉総務課長	南 部 慎 一
健康福祉総務課参事	佐々木 智 也
健康福祉総務課参事	戸 田 英 和
高齢者支援課長	岩 田 晋 一
医療保険政策課長	能 勢 弘 康
リハビリテーション支援センター長	近 藤 正 樹
地域福祉推進課長	杉 本 圭 哉
障害者支援課長	東 原 勲
家庭支援課長	能 勢 文 音
健康対策課長	古 川 浩 気
医療課長	森 川 大 輔
薬務課長	橘 昌 利

(計 28 名)

危機管理・健康福祉常任委員会 出席要求理事者名簿
 (令和6年2月府議会定例会)
 (3月15日)

【付託請願・所管事項(健康福祉部)】

【健康福祉部】	
健康福祉部長	長谷川 学
健康福祉部保健医療対策監	奥 田 司
健康福祉部副部長 (総括・総務担当)	山 本 哲 也
健康福祉部副部長 (地域包括担当)	安 原 孝 啓
健康福祉部副部長(子育て・福祉担当)兼 こども・青少年総合対策室長	東 江 赳 欣
健康福祉部副部長 (健康担当)	十 倉 孝 之
健康福祉部技監	土 師 雅 弘
こども・青少年総合対策室企画参事	西 田 一 慶
健康福祉総務課長	南 部 慎 一
健康福祉総務課参事	佐々木 智 也
健康福祉総務課参事	戸 田 英 和
高齢者支援課長	岩 田 晋 一
医療保険政策課長	能 勢 弘 康
リハビリテーション支援センター長	近 藤 正 樹
地域福祉推進課長	杉 本 圭 哉
障害者支援課長	東 原 勲
家庭支援課長	能 勢 文 音
健康対策課長	古 川 浩 気
医療課長	森 川 大 輔
薬務課長	橘 昌 利

(計 20 名)

危機管理・健康福祉常任委員会 出席要求理事者名簿
(令和6年2月府議会定例会)
(3月18日)

【危機管理監】	
危機管理監 (危機管理部長兼務)	南 本 尚 司
危機管理監付理事	塩 見 豊 寿
危機管理監付企画参事	坂 根 誠 一 郎

【危機管理部】	
危機管理部防災監	白 岩 治
危機管理部副部長 (原子力防災課長事務取扱)	松 村 弘 毅
危機管理部理事 (災害対策課長事務取扱)	田 村 猛
危機管理総務課長	森 田 倫 明
消防保安課長	武 部 一 郎

(計 8 名)

【危機管理・健康福祉常任委員会出前議会】

◇テーマ

これからの地域における防災・減災について

◇日時

令和6年1月11日（木） 14時15分～16時

◇場所

福知山市防災センター 2階 防災研修室

◇参加者

○京都府議会 危機管理・健康福祉常任委員会

委員長 中島 武文

副委員長 藤山裕紀子

委員 渡辺 邦子、池田 正義、津田 裕也、北岡千はる、田中 志歩、

竹内 紗耶、光永 敦彦、田中美貴子、大河内 章

○地元議員

家元 優、武田 光樹、小原 舞

○意見交換の相手方

福知山市市民総務部危機管理室

室長 森下 邦治 氏

福知山市福祉保健部地域包括ケア推進課

課長 高山 明子 氏

居宅介護支援事業所 ニコニコ介護支援ルーム

管理者 和田 葉子 氏

福祉山市自主防災ネットワーク

代表 仁張 衛 氏

福知山公立大学地域防災研究センター

センター長 水口 学 氏

○京都府

〔中丹広域振興局〕

局長

高屋奈尾子

副局長

白波瀬正幸

総務防災課長

船越 理志

※危機管理部の理事者は、令和6年能登半島地震対応のため欠席

◇傍聴者

12名

◇概要

激甚化・頻発化する自然災害への対応力を高め災害に強い京都を目指す上で、危機管理体制の充実、ハード・ソフトを組み合わせた防災・減災対策の推進が重要である。一方で、過疎化・少子高齢化等による地域防災力の低下が課題となっており、国や自治体等による防災・減災の取組（公助）を強化するだけでなく、住民一人ひとりの防災意識の醸成、適切な避難行動（自助）や住民同士の助け合い（共助）の重要性が高まっている。

今回の出前議会では、行政関係者や地域で防災活動に取り組まれている方々から、取組の状況や御意見をお伺いし、意見交換を行った。



◇参加者の主な取組及び課題等

【福知山市市民総務部危機管理室 室長 森下邦治 氏】

福知山市では過去から多くの災害を受けている。平成30年7月豪雨災害の後に実施した市民を対象としたアンケートでは、市からの避難指示などの情報を入手しているものの、実際の避難行動にはなかなかつながらず現状が明らかになった。そのため、令和元年から2年にかけて「避難のあり方検討会」を設置し、有識者、地域代表、国・府などの関係機関、消防団などを交え、避難のあり方全般について、どのように強化・推進すべきかを議論した。現在、「最終とりまとめ」で定めた方向性に基づき、官民が連携しテーマごとに各種の取組を進めている。

【福知山市福祉保健部地域包括ケア推進課課長 高山明子 氏】

「避難のあり方検討会」で検討されたテーマの1つが災害時要配慮者の避難誘導支援である。令和2年度に災害時ケアプランのモデル実施をスタートした。現在は、令和7年度までの成果指標に基づき本事業を進めているところである。

今年度新たに福祉部局に災害時ケアプラン推進係を設置した。今後は、地域住民や福祉避難所となる福祉施設、ケアマネージャーなど関係者で一体的な避難支援体制を構築し、実効性のあるプラン、誰一人取り残さない防災の取組を進めていきたい。

【居宅介護支援事業所 ニコニコ介護支援ルーム 管理者 和田葉子 氏】

居宅介護支援事業所 ニコニコ介護支援ルームは、令和3年度に福知山市災害時ケアプランモデル事業に参加した。ケアプランを検討する中で、介護サービスとリンクさせることが重要だと気付いた。

個別避難計画の作成には、要支援者の最新の情報を把握する必要がある。一人ひとりに向き合い、「安心安全に避難できる」「避難してよかった」そして「家に帰って、もとの生活ができる」を実現できるように支援したい。

【福知山市自主防災ネットワーク 代表 仁張 衛 氏】

福知山市大江町蓼原地区は、水害時には市内中心部からの道が通行止めになり、孤立する集落である。そのため自治会では、自分たちで守らなくてはならないということを基本に自主防災の活動を行っている。災害時に一番大事なことは、地域で顔の見える関係を作り、地域の方々がどのような状態かということを知っておくことである。

また、自分たちの地域だけでなく、各自治体の災害対策の事例共有や研修を行う「福知山自主防災ネットワーク」を立ち上げ、災害時に1人の犠牲者も出さないような活動を市民全体で行っている。

【福知山公立大学地域防災研究センター センター長 水口 学 氏】

「地域防災研究センター」は、令和3年4月に開設された福知山公立大学の附属機関である。大学が有する「地域経営学」「情報学」の専門的知見の活用、研究成果の社会実装や地域防災のあり方への提言など、自治体の防災・危機管理の取組に寄与する地域貢献を目指している。

令和6年4月には、大学院（地域情報学研究科）を開設する。防災意識の向上や、早めの避難行動に結びつけていくための研究を行っていきたい。

◇地域における防災・減災についての意見

○若い世代の防災意識の向上や担い手育成のための取組について

- ・学齢期の子どもの場合、災害時に子どもだけが在宅になる家庭もあるので、地域で情報を共有し安否確認等を行うこととしている。また、学校での防災教育も積極的に行われている。
- ・防災リテラシー教育は「避難のあり方検討」のテーマの一つとなっており、子どもたち自らが自分を守れるように災害に強くなってほしいし、社会に貢献できるような心を育てるとともに、保護者も巻き込み相乗効果がうまれるような取組を進めていきたい。
- ・避難所での支え合い等のためには、認知症サポーター養成講座など、平常時からの取組が必要ではないか。行政として、地域に大学があるという強みを生かしていけたらと思っている。

○居宅介護支援事業所等と地域との関係づくりについて

- ・地域の様々な行事等に事業所から出向いて、要介護者以外の方々を含め関わりを深めていくことも大事だと考えており、今後も取組を継続していく。
- ・介護支援事業の関係者と地域で要配慮者の避難支援対策から始めていくことで、それぞれに見えなかったところの情報交換ができるようになった。
- ・ケアマネージャーの側も地域に出たいと考えていて、地域の側もつながりたいと思っている。大江地区のようにすでに自助、共助に取り組んでいる地域をモデルに取組を進めているが、この取組を広げ、お互いに知っていくことが大事だと思っている。

○地域の中でのLINEを活用した情報共有について

- ・現在は町内6地区の自治会長と市危機管理室を含めたLINEグループも作っており、写真の共有機能などを活用して情報を共有している。

○要配慮者の現状把握等について

- ・現在システムの導入を検討している。今後はケアマネージャーの協力を得て、要配慮者の心身の状況をリアルタイムに更新したり、発災時に一斉に連絡することができるようにしていきたい。

○個別避難計画の対象とならない者への対応について

- ・要支援1・2の人や妊婦など、地域でしかわからない状況もある。自治会の共助の力を生かすため、情報交換の場を多く作るようにしていきたい。また、指定避難所だけではなく、地域の「セカンドベスト」を作っていくことが必要だと考える。

○自治会の加入率向上のための取組について

- ・まず自分たちの住んでいる地域を知ってもらうこと、また助ける側にも家族がいるということを伝え、協力してもらえるようにしている。

○防災士の養成について

- ・福知山公立大学でも防災士の養成に取り組んでいる。地域に根差した大学として、平常時には防災教育に携わり、災害時にはボランティアとして活躍してほしいと考えている。災害の多い地域でもあり、学生が様々な経験ができるよう考えていきたい。

○避難を希望しない住民への対応について

- ・穏やかに説得する、話し合いしかないと思っている。以前雪害があったときにも、1時間かけて説得したことがある。

◇まとめ

防災・減災の取組を進めていく上で、顔の見える関係づくりの大切さを改めて実感した。昨年11月に実施した管内調査では、令和5年台風第7号で同じように被災した綾部市でも自治会が中心となって防災活動に取り組んでおられる事例をお聞きした。今後は、自治会、自主防災会の活動をはじめとした地域での関係づくりの取組を京都府内全域で増やしていかなくてはならない。今回の出前議会で伺ったことを、今後の京都府議会での議論にしっかりと生かしていきたい。



◇施設視察

出前議会開催前に、福知山市防災センター及び京都府中・北部地域消防指令センターの視察を実施した。

○出席者

- ・危機管理・健康福祉常任委員会委員・地元議員

○概要

- ①防災センター職員の案内により、センター内を見学
(水圧体験車、消火体験等)
- ②福知山市消防本部通信指令課吉良課長の案内により、京都府中・北部地域消防指令センターを視察

○主な質疑

- ・通信指令室に勤務する職員の所属について
- ・福知山市内に設置されているライブカメラの状況について



施設視察（※指令センター内は撮影不可）

危機管理・健康福祉常任委員会議案付託表
(2月26日付託分)

議案番号	件名
17	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件
18	社会福祉法に基づく女性自立支援施設の設備等の基準に関する条例制定の件
31	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例一部改正の件
32	京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例一部改正の件
33	児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例一部改正の件
38	介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員等の基準に関する条例廃止等の件
42	指定管理者指定の件（舞鶴こども療育センター）
45	京都府歯と口の健康づくり基本計画を定める件

※ 3月5日（火）…説明聴取、質疑
3月15日（金）…討論・採決

危機管理・健康福祉常任委員会議案付託表
(3月4日付託分)

議案番号	件名
65	京都府国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例一部改正の件
66	社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備等の基準に関する条例等一部改正の件

※ 3月5日(火)…説明聴取、質疑、討論・採決

予算特別委員会危機管理・健康福祉分科会
 議案審査依頼表
 (3月4日付託分)

議案番号	件名
49	令和5年度京都府一般会計補正予算(第9号) 歳入中 <ul style="list-style-type: none"> 第7款 分担金及び負担金 <ul style="list-style-type: none"> 第2項 第1目 第8款 使用料及び手数料 <ul style="list-style-type: none"> 第1項 第1目 <li style="padding-left: 4em;">第2目 <li style="padding-left: 4em;">第3目 第2項 第1目 <li style="padding-left: 4em;">第2目 <li style="padding-left: 4em;">第3目 <li style="padding-left: 4em;">第6目 第9款 国庫支出金 <ul style="list-style-type: none"> 第1項 第1目 <li style="padding-left: 4em;">第2目 第2項 第1目 <li style="padding-left: 4em;">第2目 <li style="padding-left: 4em;">第3目 <li style="padding-left: 4em;">第7目 第3項 第1目 <li style="padding-left: 4em;">第2目 <li style="padding-left: 4em;">第3目 第10款 財産収入 <ul style="list-style-type: none"> 第1項 第2項 第2目 第11款 寄附金 <ul style="list-style-type: none"> 第1項 第1目

		第 2 目
		第 3 目
	第 12 款	繰入金
	第 2 項	第 1 目
		第 9 目
		第 12 目
		第 14 目
	第 14 款	諸収入
	第 3 項	第 3 目
	第 4 項	第 2 目
	第 7 項	第 4 目
歳出中	第 2 款	総務費
	第 2 項	第 1 目
		第 4 目
		第 6 目
	第 6 項	
	第 3 款	民生費
	第 4 款	衛生費
		(第 2 項を除く)
		(第 5 項を除く)
	第 7 款	商工費
	第 1 項	第 4 目
	第 8 款	土木費
	第 2 項	第 3 目
	繰越明許費	
5 1	令和 5 年度京都府母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算 (第 1 号)	
5 8	令和 5 年度京都府国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)	
6 1	令和 5 年度京都府病院事業会計補正予算 (第 2 号)	

※ 3月5日(火)…説明聴取、質疑、適否確認

令和6年2月京都府議会定例会

予算特別委員会危機管理・健康福祉分科会
審査依頼議案

危機管理部

第49号議案 令和5年度京都府一般会計補正予算（第9号）中、所管分

第49号議案 令和5年度京都府一般会計補正予算(第9号)

◇ 部所管予算の概要

(単位:千円)

款	現計予算額	今回補正額	計
総務費	1,576,972	145,464	1,722,436
民生費	46,213	▲ 15,141	31,072
商工費	35,372	5,882	41,254
土木費	489,000	▲ 22,132	466,868
計	2,147,557	114,073	2,261,630

<参考:京都府一般会計予算>

(単位:千円)

	現計予算額	今回補正額	計
歳出合計	1,081,505,126	2,198,735	1,083,703,861

◇ 繰越明許費

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
総務費	防災費	一般活動費	1,000
総務費	防災費	わがまちの消防団強化・応援事業費	10,000
土木費	道路橋りょう費	道路新設改良費	137,000

令和6年2月府議会定例会 危機管理・健康福祉常任委員会提出資料

(付託議案)

(2月26日付託分)

- 1 第17号議案 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件・・・・・・・・・・1
- 2 第18号議案 社会福祉法に基づく女性自立支援施設の設備等の基準に関する条例制定の件・・・・・・・・・・2
- 3 第31号議案 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例一部改正の件・・・・・・・・3
- 4 第32号議案 京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例一部改正の件・・・・・・・・・・4
- 5 第33号議案 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例一部改正の件・・・・・・・・・・5
- 6 第38号議案 介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員等の基準に関する条例廃止等の件・・・・・・・・・・6
- 7 第42号議案 指定管理者指定の件(舞鶴こども療育センター)・・・・・・・・7
- 8 第45号議案 京都府歯と口の健康づくり基本計画を定める件・・・・・・・・8

(3月4日付託分)

- 9 第65号議案 京都府国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例一部改正の件・・・・・・・・・・9
- 10 第66号議案 社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備等の基準に関する条例等一部改正の件・・・・・・・・・・10

健康福祉部

第 17 号議案 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係条例
の整理に関する条例制定の件

1 制定の理由

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第 52 号)が、令和6年4月
1日に施行されることに伴い、関係条例について所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 法律の施行に伴う名称の変更

現行	改正後
婦人相談	女性相談
京都府婦人相談所	京都府女性相談支援センター
婦人相談所	女性相談支援センター
婦人相談員	女性相談支援員

(2) 法律の施行に伴う現行施設の廃止と新設に伴う変更

現行	施行後
婦人保護施設	女性自立支援施設

3 改正条例

- (1) 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和 31 年京都府条例第 29 号)
- (2) 京都府行政機関設置条例(平成 12 年京都府条例第3号)
- (3) 京都府レジオネラ症発生予防のための入浴施設の衛生管理に関する条例
(平成 16 年京都府条例第 34 号)
- (4) 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例
(平成 24 年京都府条例第 36 号)
- (5) 京都府子どもを虐待から守る条例(令和4年京都府条例第 12 号)

4 施行期日

令和6年4月1日

第 18 号議案 社会福祉法に基づく女性自立支援施設の設備等の基準に関する条例 制定の件

1 制定の理由

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)の制定及び同法の施行に伴う女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準(令和5年厚生労働省令第36号)の制定により、女性自立支援施設の設備及び運営の基準を定めるため、条例の制定を行うもの。

2 制定の内容

- (1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第65条第1項の規定により、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を規定(第1条関係)
- (2) 女性自立支援施設の運営等に関する基本方針を規定(第2条関係)
- (3) 女性自立支援施設は、この基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう努めることを規定(第3条関係)
- (4) 女性自立支援施設の設備及び運営に関し、次に掲げる基準を規定(第4条～第20条関係)
 - ア 職員の員数その他人員に関する基準
 - イ 居室の設置その他設備に関する基準
 - ウ 衛生管理その他運営に関する基準
- (5) 条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める旨を規定(第21条関係)

3 施行期日

令和6年4月1日

4 その他

社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備等の基準に関する条例(平成24年京都府条例第41号)を廃止する。

第 31 号議案 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例一部改正の件

1 改正の理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 104 号）による精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

障害者等の地域生活の支援体制の充実等の新設による法の条ずれに伴い、所要の規定整備を行う。（法第 38 条の 2 第 3 項関係）

（改正前）「第 38 条の 2 第 3 項」

（改正後）「第 38 条の 2 第 2 項」

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

第 32 号議案 京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会 づくり条例一部改正の件

1 改正の理由

障害者差別解消法の一部改正（令和 3 年 5 月成立、同年 6 月 4 日公布、令和 6 年 4 月 1 日施行）に伴い、所要の改正を行うもの。

2 障害者差別解消法の改正内容

(1) 条例の改正が必要なもの

- ① 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化（法第 8 条第 2 項関係）
- ② 障害を理由とする差別に関する相談及び紛争の防止等のための体制の強化（法第 14 条関係）

(2) 条例に規定済みのもの

- ① 国及び地方公共団体の連携強化に係る責務の追加（法第 3 条関係）
- ② 障害を理由とする差別に関する事例等の収集、整理及び提供の強化（法第 16 条関係）

(3) 条例の改正が不要なもの

障害を理由とする差別の解消の推進に関して国が基本方針に定める事項の追加（法第 6 条第 2 項関係）

3 条例の改正内容

(1) 法第 8 条第 2 項関係に伴う改正

事業者による合理的配慮の義務化（現行：努力義務）（条例第 8 条第 2 項関係）

(2) 法第 14 条関係に伴う改正

- ① 府障害者相談等調整委員会での助言・あっせんの対象に合理的配慮の不提供案件の追加（現行：不利益取扱いのみ）（条例第 14 条第 1 項関係）
- ② 差別に関する紛争防止、解決を図るための人材の育成・確保（現行：規定なし）（条例第 9 条第 3 項（新設）、第 10 条第 1 項及び第 11 条第 1 項関係）

4 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

第 33 号議案 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例一部
改正の件

1 改正の理由

児童福祉法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 66 号。以下「改正児童福祉法」という。)の施行を受け、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号。)の一部を改正する内閣府令が令和5年11月14日に公布され、令和6年4月1日に施行されることに伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正児童福祉法の内容

- (1) 新たに「里親支援センター」が児童福祉施設として位置づけ
- (2) 児童の最善の利益を考慮し児童の意見聴取等の措置を行う規定が新設

3 改正の内容

- (1) 里親支援センターの設備等の基準を規定(第 15 章関係)
- (2) 乳児院、児童養護施設等の児童福祉施設の長が児童等の自立支援計画策定時に児童等の意見又は意向を聴取する手続を追加
(第 32 条、40 条、64 条、98 条、108 条関係)

4 施行期日

令和6年4月1日

第 38 号議案 介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員等の基準に
関する条例廃止等の件

1 廃止等の理由

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなお効力を有することとされた同法による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「旧介護保険法」という。）の規定の経過措置期間の満了に伴い、所要の廃止等を行うもの。

2 廃止等の内容

(1) 介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員等の基準に関する条例（平成24年京都府条例第31号）の廃止（第1条関係）

旧介護保険法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設（以下「介護療養型医療施設」という。）に係る経過措置期間の満了に伴い、適用対象となる施設が消滅するため、条例を廃止

(2) 次に掲げる条例について、介護療養型医療施設に係る経過措置期間の満了に伴う所要の改正（第2条～第4条関係）

ア 京都府レジオネラ症発生予防のための入浴施設の衛生管理に関する条例（平成16年京都府条例第34号）

イ 介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員等の基準等に関する条例（平成24年京都府条例第27号）

ウ 介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例（平成24年京都府条例第28号）

3 施行期日

令和6年4月1日

第 42 号議案 指定管理者指定の件（舞鶴こども療育センター）

施設名	管理団体名	指定期間	備考
京都府立舞鶴こども療育センター	国家公務員 共済組合連 合会	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 31 日 まで ※	現行管理団 体を指定管 理者として 単独指定

※施設の収支状況や社会的状況の変化等も踏まえ、今後の施設運営のあり方の検討を行うこととし、3年間とする。

第 45 号議案 京都府歯と口の健康づくり基本計画を定める件

1 計画策定の趣旨

歯と口の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、京都府歯と口の健康づくり条例に基づき基本的な計画を策定するもので、現行計画が令和 5 年度末をもって終了するため次期計画を策定する。

2 計画の構成

(1) 基本方針

- ① 歯と口の健康づくりを通じた健康寿命の延伸、健康格差の縮小
- ② 歯科疾患の早期発見・早期治療、生涯にわたっての歯科健診の受診
- ③ ライフステージに応じた知識の普及啓発による歯科疾患の予防
- ④ 定期的な歯科健診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健・歯科医療の充実
- ⑤ 歯科口腔保健・歯科医療を推進するために必要な社会環境の整備

(2) ライフステージの特性を踏まえた施策の実施

乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期のライフステージや障がい者（児）や介護を必要とする者など要配慮者等に応じた施策の実施

(3) 歯と口の健康づくりの推進のための環境整備等に関する施策の実施

- ① 人材育成の推進
- ② 歯科と医科・調剤等との連携の推進
- ③ 在宅歯科医療体制の充実
- ④ 大規模災害時（感染症まん延時を含む）における歯科口腔保健のための体制整備 等

3 パブリックコメント

実施期間：令和 5 年 1 2 月 2 0 日（水）～令和 6 年 1 月 9 日（火）

結 果：4 個人、3 団体、計 1 9 項目の意見あり

（主な意見）

- ・フッ化物洗口の実施に地域差があり、特に南部地域でのフッ化物洗口事業の推進を要望する。
- ・「オーラルフレイルの言葉や意味を知っている者の増加」の目標値が 25%では低いので、50%程度に増加すると良い。
- ・「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」により、フレイル予防を推進いただきたい。

4 計画期間

令和 6 年度から令和 11 年度まで（6 年間）

5 主な見直し内容

- ① 生涯にわたる定期的な歯科健診の推進について追記
- ② 噛むことや飲み込みなどの口腔機能の衰え（オーラルフレイル）対策について追記

京都府歯と口の健康づくり基本計画（第3次）の概要

1 計画の趣旨

本計画は、京都府歯と口の健康づくり推進条例（平成24年京都府条例第67号）第15条第1項の規定により、歯と口の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯と口の健康づくりに関する基本的な計画（第3次）として策定する。

2 計画の期間

令和6年度から11年度までの6年間

3 基本方針

- (1) 歯と口の健康づくりを通じた健康寿命の延伸・健康格差の縮小
- (2) 歯科疾患の早期発見・早期治療、生涯にわたっての歯科健診の受診
- (3) ライフステージに応じた知識の普及啓発による歯科疾患の予防
- (4) 定期的な歯科健診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健・歯科医療の充実
- (5) 歯科口腔保健・歯科医療を推進するために必要な社会環境の整備

4 ライフステージの特性を踏まえた施策の実施

(1) 乳幼児期

- ・フッ化物塗布・洗口等によるむし歯予防の推進
- ・健全な歯・口腔の育成などに関する知識の普及

(2) 学齢期

- ・フッ化物洗口等によるむし歯予防の推進
- ・学校における歯科口腔保健指導の実施

(3) 成人期

- ・受診啓発等による歯科健診受診者の増加促進
- ・歯科疾患予防のための知識の普及
- ・妊産婦に対する歯科健診・歯科口腔保健指導を実施する市町村の増加

(4) 高齢期

- ・むし歯や歯周病の減少による歯の喪失を予防
- ・オーラルフレイル予防、口腔機能の維持・向上による介護予防の推進
- ・高齢者への食育・食支援の推進
- ・高齢者施設等での歯科健診や口腔衛生管理の実施

(5) 障がい者（児）・介護を必要とする者

- ・障がい者（児）や要介護者の歯科保健医療・口腔衛生管理の充実
- ・医療・保健・福祉の連携による歯科保健医療・口腔衛生管理の推進
- ・障がい者（児）施設等での歯科健診や口腔衛生管理の実施
- ・障がい者歯科診療体制の充実

(6) 全ての年齢層（共通）

- ・ 歯と口の健康づくりに関する情報の提供や知識の普及啓発
- ・ 歯科疾患予防・重症化予防の推進
- ・ 歯科健診受診者の増加
- ・ 食育の推進

5 歯と口の健康づくりの推進のための環境整備等に関する施策の実施

対 策	内 容
① 人材育成等	・ 歯科医療等業務に従事する者や介護従事者等に対する情報の提供や研修の充実
② 歯科と医科・薬局等との連携の推進	・ 誤嚥性肺炎の予防や糖尿病等の生活習慣病患者の歯周疾患予防や治療にあたり、多職種連携を推進 ・ がん患者等の周術期において、歯科と医科や病院歯科とかがかりつけ歯科等との連携を図り、口腔機能管理を推進
③ 在宅歯科医療の充実	・ 在宅歯科医療を行うための人材育成、京都府歯科医師会が運営する口腔サポートセンターを在宅歯科医療連携拠点として活用し、円滑に在宅歯科医療が受けられるよう多職種連携を推進
④ 大規模災害時（感染症まん延時等を含む）における歯科口腔保健・歯科医療のための体制整備	・ 歯科口腔保健の保持のため、大規模災害時の歯科医療資源の確保、人材育成・確保等、速やかに口腔ケア等の対応が行えるよう歯科保健医療の提供体制を整備
⑤ 口腔保健支援センターの設置・運営	・ 口腔保健支援センターを設置し、歯科疾患の予防・重症化予防、歯と口の健康格差の縮小のため、総合的かつ計画的に歯科保健医療の充実に向けた取組を推進
⑥ 京都府民歯科保健実態調査の実施	・ 歯科口腔保健の推進状況、本計画の指標等を適切に評価するため、おおむね6年ごとに京都府民歯科保健実態調査を実施
⑦ 府民運動の推進	・ 府民の関心と理解を深めるため、よい歯の日、歯と口の健康週間及びいい歯の日記念週間を設け、啓発イベントなど府民運動を展開

6 計画の推進体制と進行管理

行政機関、関係団体、学識経験者等からなる「京都歯と口の健康づくり推進協議会」を設置し、毎年度、計画の進行管理を行う。

京都府歯と口の健康づくり基本計画(第3次)中間案に対する意見募集の結果について

- 1 意見募集期間 令和5年12月20日(水)から令和6年1月9日(火)まで
- 2 意見提出数 4人・14件 3団体・5件 計19件
- 3 意見の要旨とこれに対する府の考え方

番号	項目(ページ)	意見の要旨	府の考え方
1	「フッ化物洗口等によるむし歯予防の推進」	フッ化物洗口に地域差があるのが、気になります。京都府南部地域でのフッ化物洗口事業の推進を要望します。	フッ化物洗口の未実施市町村に対して、引き続き実施に向けた働きかけを行います。
2	フッ素塗布・洗口等によるむし歯予防の推進 (P4、6)	フッ化物応用のむし歯予防効果は実証されており、その恩恵を受けている国民は多い。しかし京都府では特に南部において乳幼児健診や学校での利用が少ない。全市町村で導入するという目標値を掲げているが、6年間のうちに全市町村で確実に実施されることを望む。現在の実情は府や自治体による府民サービスの地域格差と言わざるを得ない。	フッ化物洗口の未実施市町村に対して、引き続き実施に向けた働きかけを行います。
	歯科医療	「歯と口の健康づくり基本計画」というからには歯科口腔保健と歯科医療についての今後の6年間の府の政策を掲げるのが一般的と考えるが、歯科医療についての記載があまりにも少ない。歯科医療はその特殊性から医療保険に収載されている歯科医療と歯科医療全般の医療との差が大変に多くその歴史的背景が複雑であり、その結果、歯科医療が府民に間違っ理解されている部分が多い。今後の歯科医療計画を論ずるなら歯科医療全般の記載を行って、どのような歯科医療なら府民の口腔健康に寄与することができるのか、という観点で記載いただきたい。 単に、健診してかかりつけ歯科医をもって、だけでは歯科医療の基本計画というにはほど遠い。	歯科医療については、今後、政策的に取り組むべき項目として、障がい者(児)の歯科診療や大規模災害時等の歯科医療の体制整備、がん患者等の周術期の口腔機能管理のための医科・歯科等の連携、今後も必要性が高まるであろう在宅歯科医療の充実について記載をしています。
	在宅歯科医療 (P22)	医療・介護・福祉の3つが同時改定されており、また第8次医療計画の見直し年度にもなっている。これは団塊世代が後期高齢者になり、さらに生産年齢人口が減少し始め、高齢者を支える若人の負担が多くなるという点で国が危惧しているわけで、医療費を含めた社会保障費の高騰の危機感への対策年でもある。その点で重要な年であるにもかかわらず、特に在宅歯科医療への記載が乏しすぎる。施設入所者を含めた在宅高齢者の実態を見ているのかと疑いたくなる。可能なら急性期から回復期、慢性期とステージごとに分けて、歯科医療がどのように関われば府民への歯科医療サービスとして望ましいのかという観点で記載いただきたい。	急性期から回復期、慢性期のステージごとの歯科医療の関わりについては、疾病により異なりますが、脳卒中や急性心筋梗塞については、循環器病対策推進計画において、回復期や維持期に歯科医師が関わるという連携体制図を掲載しております。

第1章計画の趣旨 (P1)	医療計画の改定や地域包括ケアと歯科保健・歯科医療との関係性を論ずるべきで、従来からの基本計画に準じて今回も作りまし、というのでは信頼性に向け、府民としては読み終える気がしないし、府の歯科に対する認識の低さが露呈している。府として、さらに歯科への理解を進めていただき、府民への歯科保健と歯科サービスの充実を望みます。	趣旨の部分には記載しておりませんが、「障がい者(児)や介護を必要とする者」における「医療・保健・福祉の連携による歯科保健医療・口腔衛生管理の推進」の部分や「歯と口の健康づくりの推進のための環境整備等に関する施策の実施」における「在宅歯科医療の充実」の部分に地域包括ケアシステムに関して記載しています。
フッ素塗布・洗口等によるむし歯予防の推進 (P4、6)	1) フッ化物の応用はむし歯予防に大きな効果があるが、府内全域での実施をお願いしたい。	フッ化物洗口の未実施市町村に対して、引き続き実施に向けた働きかけを行います。
在宅歯科医療の充実 (P22)	2) 在宅歯科医療への記載の内容がわかりにくい。	現状と課題に下記を追記します。 ○在宅歯科医療の充実 ・2025年には、いわゆる「団塊の世代」が75歳を迎え、高齢化が進展し、在宅歯科医療の必要性が増加します。通院が困難な在宅療養者や要介護者は、口腔ケアが不十分になりやすく、むし歯、歯周疾患による歯の喪失、義歯の不具合等による咀嚼障害、誤嚥性肺炎などの危険性が懸念されるため、歯科医師等による訪問歯科診療や口腔健康管理、摂食嚥下リハビリテーションを行う体制を整備する必要があります。
フレイルとオーラルフレイル (P11)	3) オーラルフレイルとフレイルの関連性をわかりやすくしてほしい。	P11に記載しており、また、京都府歯と口の健康づくり推進条例第2条の定義に「オーラルフレイル対策」について記載しています。
大学生の歯科健診 (P18)	4) 京都は大学生の多い都市なので、大学生への歯科健診の実施をお願いしたい。	現在、厚生労働省において生涯を通じた歯科健診(いわゆる国民皆歯科健診)に向けた具体的な検討がなされており、今後法律等で定められる実施主体において実施することになると考えておりますが、府内の大学における歯科健診の普及啓発や大学の保健センター等との連携により歯科健診の実施に向けた調整を行います。
医科・歯科連携 (P22)	5) 医科・歯科連携を強化することを記載してほしい。	「歯科と医科・薬局等との連携の推進」に誤嚥性肺炎や糖尿病の予防、がんの周術期等の医科・歯科連携について記載しています。

3

	障がい者（児）の歯科保健医療（P15）	6) 医療弱者（障がい者（児）等）に対する対応強化を実施してほしい。	障害者支援施設等に対して、歯科健診・保健指導の実施や障がい者（児）の歯科診療に対して助成を行っていますが、受診間隔が長くなる等の課題があり、治療が円滑に進むよう地域の歯科医療機関との連携を推進します。
	大規模災害時における歯科口腔保健・歯科医療（P22）	7) 災害における歯科医療の重要性をわかりやすく記載する。	P21の大規模災害時（感染症まん延時等を含む。）における歯科口腔保健・歯科医療のための体制整備の必要性を記載しております。
	計画の位置付け（P1）	8) 歯科が別冊ではなく、本冊に入れるべきだと思う。	京都府歯と口の健康づくり基本計画は、歯と口の健康づくり推進条例第15条に基づき策定するものであり、単独の計画とさせていただきます。
4	歯科疾患予防	<p>歯科の計画が他の計画と緊密な連携の元で遂行されることを切に願う。</p> <p>歯科は他の医科疾患と異なり、ほぼ100%予防できる疾患がほとんどであるが故に予防施策が重要である。</p> <p>歯科疾患に限らず、特に糖尿病関連が注目されている昨今、重症化予防も大事だが、発症予防はもっと大事と考える。</p>	歯科疾患予防や医科・歯科連携をさらに推進します。
	第1章計画の趣旨（P1）	医療計画の改定や地域包括ケアと歯科保健・歯科医療との関係性を論ずるべきで、別冊として発行されるにしても、別冊の中に再掲して総論の記載が必要ではないか。	趣旨の部分には記載しておりませんが、「障がい者（児）や介護を必要とする者」における「医療・保健・福祉の連携による歯科保健医療・口腔衛生管理の推進」の部分や「歯と口の健康づくりの推進のための環境整備等に関する施策の実施」における「在宅歯科医療の充実」の部分に地域包括ケアシステムに関して記載しています。
5	各歯科健（検）診の実施（p9、19）	歯周疾患検診や妊産婦歯科健診や高齢者歯科健診の市町村の健診実施数、府民歯科疾患実態調査についての受検者数が少ないにもかかわらず、これらの今後の対策を基本計画に記載する場合、なぜ受検者が少ないのか、今後どうやって受検者を増やしていくのかの具体策が必要ではないか。単に啓発とか推進するという表現で受検者数を増やすことができるのか疑問である。	本計画では、医療保険者と連携した啓発等の取組の方向性を記載しており、厚生労働省の生涯を通じた歯科健診の方針や関係者の意見を踏まえながら取組を推進していくこととしています。
	フッ素塗布・洗口等によるむし歯予防の推進（P4、6）	京都府では特に南部において乳幼児健診や学校での利用は少ない。この原因は府によれば各自治体の事情によるということであるが、府が各自治体に対してフッ化物応用をさらに積極的に推進してゆくことが必要ではないか。今回の基本計画には全市町村で導入するという目標値を掲げているが、今後6年間のうちに全市町村で確実に実施されることを望む。	フッ化物洗口の未実施市町村に対して、引き続き実施に向けた働きかけを行います。

6	<p>成人期、高齢期の目標「オーラルフレイルの言葉や意味を知っている者の増加」(P10、P13)</p>	<p>中間案、マスタープランとして位置付けると、良案と思います。今後、「対策の方向」に従い、「目標」に到達するためのアクションプランを練り上げるため、人的資源や予算の確保等、具現化に向けた作業が必要ですが、協働してきましょう。</p> <p>「オーラルフレイルの言葉や意味を知っている者の増加」の目標値が10.3%を25%に増加では低いのではないのでしょうか。50%程度に増加すると良いと思います。</p>	<p>50%に上方修正します。</p>
7	<p>高齢期の対策の方向 (P12)</p>	<p>下記のとおり追記を希望します。</p> <p>●オーラルフレイル予防、口腔機能の維持・向上による介護予防の推進</p> <p>また、市町村が後期高齢者医療広域連合から委託を受けて実施する「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」のポピュレーションアプローチ（フレイル状態の把握、健康教育、健康相談等）により、フレイル予防を推進します。</p>	<p>左記のとおり追記させていただきます。</p>

第 65 号議案 京都府国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例一部改正の件

1 改正の理由

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の公布及び施行により、平成 20 年度に廃止された「退職者医療制度」の経過措置が廃止されることに伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

国民健康保険の被保険者については、退職者医療制度の対象者である「退職被保険者又は退職被保険者の被扶養者」とそれ以外の「一般被保険者」に区分されており、標記条例では「被保険者」を「一般被保険者」と読替えていたが、政令の読替え規定の削除に伴い、上記の区分がなくなり、「被保険者」に統一されることから、条例の読替え規定に係る箇所を削除するもの。

- ・第 3 条第 2 項、4 項、第 4 条第 2 項中「令附則第 4 条の規定により読み替えられた」を削除

3 施行時期

令和 6 年 4 月 1 日

第 66 号議案 社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備等の基準に関する条例等 一部改正の件

1 改正の理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 16 号）等の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

次の条例について、協力医療機関との連携体制の構築、利用者の意思決定の支援に関する取組に関する規定を新たに規定する等、所要の改正を行う。

- (1) 社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備等の基準に関する条例（平成 24 年京都府条例第 23 号）
- (2) 老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備等の基準に関する条例（平成 24 年京都府条例第 24 号）
- (3) 老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備等の基準に関する条例（平成 24 年京都府条例第 25 号）
- (4) 介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員等の基準等に関する条例（平成 24 年京都府条例第 27 号）
- (5) 介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例（平成 24 年京都府条例第 28 号）
- (6) 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員等の基準等に関する条例（平成 24 年京都府条例第 29 号）
- (7) 介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員等の基準に関する条例（平成 24 年京都府条例第 30 号）
- (8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員等の基準等に関する条例（平成 24 年京都府条例第 32 号）

- (9) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員等の基準等に関する条例（平成 24 年京都府条例第 33 号）
- (10) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員等の基準等に関する条例（平成 24 年京都府条例第 34 号）
- (11) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の人員等の基準等に関する条例（平成 24 年京都府条例第 35 号）
- (12) 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例（平成 24 年京都府条例第 36 号）
- (13) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備等の基準に関する条例（平成 24 年京都府条例第 37 号）
- (14) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備等の基準に関する条例（平成 24 年京都府条例第 40 号）
- (15) 介護保険法に基づく介護医療院の人員等の基準に関する条例（平成 30 年京都府条例第 37 号）
- (16) 社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備等の基準に関する条例等の一部を改正する条例（令和 3 年京都府条例第 12 号）

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日。ただし、2 の(4)の一部及び(5)の一部については同年 6 月 1 日、2 の(1)の一部、(4)の一部、(5)の一部、(6)の一部、(7)の一部及び(15)の一部については令和 7 年 4 月 1 日

(2) 経過措置

所要の経過措置を設けることとした。

令和6年2月府議会定例会
予算特別委員会
危機管理・健康福祉分科会
説明資料

(審査依頼議案)

健康福祉部

説明資料（審査依頼議案）目次

第 49 号議案	令和 5 年度京都府一般会計補正予算（第 9 号）中、所管事項	・ ・ 1
第 51 号議案	令和 5 年度京都府母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）	・ ・ ・ ・ ・ 2
第 58 号議案	令和 5 年度京都府国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	・ 2
第 61 号議案	令和 5 年度京都府病院事業会計補正予算（第 2 号）	・ ・ ・ ・ ・ 2

◇所管予算の概要

(単位:千円)

款	現計予算額	今回補正額	計
総務費	594,435	16,896	577,539
民生費	184,759,183	1,855,739	186,614,922
衛生費	55,083,067	13,974,450	41,108,617
計	240,436,685	12,135,607	228,301,078

◇繰越明許費補正

追加

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
総務費	企画費	京都こども文化会館解体費	188,000
民生費	社会福祉費	社会福祉事業推進費	1,000
		総合リハビリテーション支援拠点整備基本計画策定費	3,000
		医療機関等物価高騰対策事業費	6,000
		新型コロナウイルス感染症対策費	7,000
		新型コロナウイルス感染症対策関連事業費	420,000
		京都式地域包括ケアセカンドステージ事業費	468,000
	児童福祉費	「のびのび育つ」こども応援事業費	10,000
衛生費	公衆衛生費	新型コロナウイルス感染症対策費	769,000
		保健環境研究所整備費	198,000
	医薬費	医薬関係指導費	1,000
		医療施設設備整備助成費	177,000

**第51号議案 令和5年度京都府母子及び父子並びに
寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）**

◇ 所管予算の概要

(単位：千円)

款	現計予算額	今回補正額	計
母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業費	338,493	206,908	545,401

**第58号議案 令和5年度京都府国民健康保険事業特別会計
補正予算（第1号）**

◇ 所管予算の概要

(単位：千円)

款	現計予算額	今回補正額	計
国民健康保険事業費	218,784,238	9,185,352	227,969,590

第61号議案 令和5年度京都府病院事業会計補正予算（第2号）

◇ 所管予算の概要

(単位：千円)

款	現計予算額	今回補正額	計
病院事業費用及び資本的支出	3,799,414	▲153,592	3,645,822